

6 多 協 第 1 7 8 号
令和6年11月15日

多摩市自治推進委員会委員長 殿

多摩市長 阿部 裕行

第九期多摩市自治推進委員会の審議について（諮問）

このことについて、多摩市自治基本条例第31条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

地方自治法第260条の49第1項に新たに規定された、地域の多様な主体との連携、協力体制の構築のあり方について

（同条第2項以下に規定された「指定地域共同活動団体制度」の導入の可否を含めて）

2 諮問理由

多摩市では、市民が、市民の手で、市民の責任によるまちづくりを実現するため、最も基本的な理念とそれを実現するための行動原則を定めた、多摩市自治基本条例（以下「条例」という。）を制定し、これに基づき、市民参画・協働によるまちづくりを進めてきました。

現在、条例施行から20年が経過し、高齢化の進行、少子化・人口減少等、多摩市を取り巻く環境の変化に伴い、市民生活や地域環境に大きな変化が生じています。

ライフスタイルの多様化や働き方の変化に伴い、定年退職した後も引き続き就労を継続する市民が増えていることなどから、以前のように地域の様々な活動の担い手・支え手を、リタイアした世代のみに求めることが難しくなっており、仕事をしている現役世代、子育て世代でも、無理なく地域参加、まちづくりに参画できるしくみやしなやかづくりが必要となっています。

第七期・第八期にわたって、多摩市自治推進委員会において議論いただいた、多世代の参画、多分野での協働により、多世代共生型の地域コミュニティをつくっていくことで、地域課題の解決、地域の魅力や価値を創造していくという「協創」の考え方を条例に盛り込む改正を令和6年3月に行い、「協創」を推進していくための組織も令和6年度から設置しました。

同じ時期に示された、国の地方制度調査会からの答申をもとに、令和6年6月に改正された地方自治法260条の49には、「市町村は、その事務を処理するに当たって、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようしなければならない」とされ、第2項以下で、「前項の規定の趣旨を達成するために必要があると認めるときは、「指定地域共同活動団体」を指定することができる」とされました。

この制度の適用は、自治体ごとに条例で規定することができるものとされており、本市における導入の可否を含め、地方自治法第260条の49第1項に新たに規定された、地域の多様な主体との連携、協力体制の構築のあり方につき、組織のあり方、行政の支援、中間支援の関わり、情報共有ツールなどについて、本委員会で審議いただきたく、諮問いたします。